

2013年度 事業計画書(案)

(2013年4月1日～2014年3月31日)

2013年度の事業を定款第5条に基づいて次のとおり実施いたします。

1. トライアスロン等に関する普及振興事業

(1) 地域組織の活動支援

ア) 地域組織の TMTU 加盟推進

2013年2月末現在で35地域組織が加盟、更なる TMTU 加盟を推進します。

加盟団体への補助金等を交付します。

機動的かつ連携を深めた活動を視野に、TMTU 地域ブロックを見直し、再構築します。

イ) 地域組織・加盟団体等が開催する競技会・事業等への支援

大会資機材等の貸出し及び審判員・講師等の派遣を行います。

ウ) 区市体育協会加盟の推進

地域組織の区市体育協会への加盟の支援を行います。

エ) 地域組織設立の支援

未組織の区市町村に対する組織化の推進と設立の支援を行いません。

(2) 会員への支援等

ア) 一般登録会員・高校生会員・ジュニア会員

当該会員に対するフォロー、データ管理、情報提供等に努めます。

イ) 賛助会員

トライアスロン競技への理解・賛同を広く啓蒙します。

(3) 東京都体育協会への加盟推進

東京都体育協会正式加盟に伴い、委員派遣等都体協運営への協力に努めます。

(4) 選手への強化支援

ア) 日本トライアスロン選手権大会への東京ブロック代表選手の派遣を行いません。

イ) 東京国体東京都代表選手の派遣を行います。(選考会開催、基準策定、強化費予算化)

ウ) エリート大会参加選手の推薦状の発行を行いません。

(5) 大会資機材の整備補充

保有資機材の補充及びメンテナンス等に努めます。

(6) 記念事業の開催

当連合設立25周年及び東京都体育協会正式加盟の記念事業を開催します。

2. トライアスロン等に関する講習会、研究会、講演会等の開催

(1) 主催事業

ア) 月例 合同スイム練習会(東京ヴェルディトライアスロンセッションに指導委託)

イ) 2月 JTU 公認審判員講習会・資格試験

ウ) 3月 JTU 東京ブロック認定記録会(JTU 後援)

3. トライアスロン等に関する競技会の開催

(1) 主催大会

ア) 6/23 東京都トライアスロン渡良瀬大会/選手権大会(日本選手権東京ブロック代表選考会)

イ) 10/20 東京・江戸前トライアスロン大会

(2) 主管大会〔TMTU が業務委託を受けて競技主管を行う大会、() は主催者又は依頼者〕

ア) 6/30 国営昭和記念公園トライアスロン大会/レディストライアスロン選手権大会(トリシティ)

イ) 9/07 全国高校生トライアスロン大会/チームケンズカップトライアスロン(JTU、ケズ)

- ウ) 9/08 全国オールキッズトライアスロン国営昭和記念公園大会 (JTU)
- エ) 9/23 東京ヴェルディアクアスロン in よみうりランド (東京ヴェルディ)
- オ) 10/05 東京国体公開競技 (三宅村)
- カ) 10/13 日本トライアスロン選手権東京港大会 (JTU)
- キ) 3/30 カーフマンジャパン・チャンピオンシップ in 渡良瀬 (ネクスコム)
- ク) 未定 東京アクアスロン (於.お台場)
- ケ) 未定 アクアスロン in サマーランドの代替大会 (東京音協)

(3) 後援大会

- ア) 都内地域組織及び任意団体等が開催するアクアスロン、デュアスロン、トライアスロン大会
- イ) 都内地域組織及び任意団体等が開催する講習会、スクール、合宿等

4. トライアスロン等に関する審判員及び指導者の養成と資格認定

(1) 審判員講習会および審判員資格試験の実施

(社)日本トライアスロン連合公認審判員試験の受験者および更新予定者に対し、講習会および公認審判試験を実施します。〔2. (1) イ) 参照〕

(2) 指導者の養成

(社)日本トライアスロン連合公認指導者講習会に人員を派遣します。

(3) 審判員の派遣

(社)日本トライアスロン連合及び他道府県団体が主催する競技会に審判員を派遣します。

5. トライアスロン等に関する連絡調整事業

(1) (公社) 日本トライアスロン連合 (JTU)

ア) JTU 各委員会へ委員を派遣します。

イ) JTU 認定記録会への協力〔2. (1) ウ) 参照〕

(2) (公社) 日本トライアスロン連合東京ブロック協議会

東京ブロック理事選任と会議開催支援 (会場確保、資料作成、会議運営等の協力) します。

(3) 他道府県トライアスロン団体との交流

他道府県トライアスロン団体と、大会への協力や情報交換等を通じ、交流を深めます。

(4) 都民体育大会開催への協力

6. トライアスロン等に関する広報活動

(1) ホームページ (<http://www.tmtu.or.jp/>) 等の運営

内容の更新等により広報・情報公開等を推進し、トライアスロンの普及に役立てます。

(2) 広報誌の発行

登録会員に対し『TMTU 通信』を発行し、情報提供に努めます。

7. その他本会の目的を達成するための必要な事業等

(1) 新公益法人への移行

特例民法法人 (現在の社団法人) から一般社団法人への移行 (2011/6/25 通常総会承認) の手続きを今秋までに完了し、併せて規程等を見直し整備します。

(2) 各部会の活動

各加盟団体の協力・支援を受けながら、各部会〔総務・普及・強化・技術・事業・財務・女子 (新規設立)〕が各年間計画を基に活動を展開し、円滑かつ活性化した TMTU の事業推進に努めます。

(3) 2020 東京オリンピック及びパラリンピック招致の推進

以上